

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年11月13日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年12月11日から平成30年1月9日まで縦覧に供する。

平成29年12月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 出晴地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 常次上地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 谷口地区	〃